

令和版 農家のための 農業者年金

- あなたの老後の備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりが準備することが大切です
- 農業者年金は、あなたの老後をサポートします



経営者だけでなく
夫婦や親子でそろって
加入することを
おすすめします



農業者年金制度の詳しい内容については、
お近くの農業委員会にお尋ねください。

農業者年金の加入資格



「のうねんレンジャー」

次の3つの要件を全てクリア
していれば、あなたは農業者年金に
加入する資格があります。

あなたも☑チェックしてみよう！

- 1 年間60日以上農業に従事している
- 2 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者は除きます）
- 3 年齢は20歳以上60歳未満である

ちょっと一言

●農業法人や集落営農組織の場合、農業者年金に加入できますか？

【農業法人の場合】

厚生年金（国民年金2号）の適用事業所となった農業法人で給料をもらっている人は、加入することができません。

【集落営農組織の場合】

①法人化されていない集落営農組織に参加する農業者は、農業者年金に加入することができます。

また、②集落営農組織が従事分量配当制の農事組合法人の場合には、その従業員になっても税法上給与支給に該当しないため、厚生年金の適用とならず、農業者年金に加入することができます。

●途中脱退は可能でしょうか？

脱退もできます。ただし、脱退された場合には、脱退一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益は、加入期間にかかわらず（例え1カ月の加入でも）、将来、年金として支給されます。

また、脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

●国民年金の付加年金への加入が必要になります

農業者年金に加入する方は、国民年金の付加年金の加入義務があります。この国民年金の付加年金は、付加保険料の月額400円を国民年金保険料に上乗せして納付すると、付加年金として毎年「200円 × 納付月数」が受給できる国民年金の上乗せ年金制度です。



少子高齢時代に強く安定した年金



自分が納めた保険料とその運用益を、
将来受給する年金の原資として積み立てていき、
この年金原資の額に応じて年金額が決まる
「積立方式・確定拠出型」の年金です。

1 複数資産への分散投資で安全性を確保しています

加入者が納めた保険料などの資産運用は、農業者年金基金が一元的に行っており、国内債券を中心に複数の資産への分散投資を行うなど安全かつ効率的な運用が行われています。

2 資産運用がマイナスになった場合は、マイナス分を補う仕組みがあります

65歳の年金裁定のときに、仮に付利累計額がマイナスとなって、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回るようなことになった場合には、マイナス分を補う危険準備金（付利準備金）の仕組みがあります。この付利準備金は、一定以上の運用益からその一部を少しずつ積み立てておき、マイナス運用のリスクに備えているものです。付利準備金の水準が適切かどうか、毎年度、農業者年金基金で検証しています。

3 毎年の積立・運用状況をお知らせ（ガラス張りの運用）

毎年度の年金資産の積立・運用状況は、農業者年金基金から毎年6月末までに加入者全員に対して「運用（付利）結果のお知らせ」によりお知らせしています。

これにより、①自分が納めた保険料総額や、②保険料の国庫補助のある方は国庫補助金がいくらになっているか、③保険料や国庫補助金の運用益がどうなっているかが、個人ごとに分かるようになっています。



運用（付利）結果のお知らせ

ちょっと一言

●他にも、農業者年金の運用に関しては、次のようなメリットがあります。

ア 一般保険会社の年金保険では加入者が支払った保険料の一部から保険会社の事務経費（人件費、施設費等）を負担するのが一般的ですが、農業者年金は加入者の方の負担はありません（基本的に国費で賅っています）。納めていただいた保険料の全てが年金資産に算入されます。

イ 一般の預貯金等の利子には税金がかかっていますが、年金資産の運用益は、税制上非課税となる公的年金としての税制優遇があります。

終身年金で80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります

生きている限り受給できる終身年金で、もし、80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります。



1 生きている限り受給できる年金です

農業者年金は、原則65歳から終身（生涯）受け取ることができます。これにより、何歳まで生きるか誰も予測できない老後生活にとって、ずっと一定の所得が確保されるものです。

2 80歳前に亡くられても死亡一時金が受けられます

また、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金^(※)の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として遺族に支給されます。

なお、保険料の国庫補助分については、特例付加年金（7ページ参照）として給付されるものであることから、死亡一時金の支給はありません。

(※) 農業者年金は農業者老齢年金と特例付加年金からなり、農業者老齢年金は加入者が支払った保険料とその運用益を基礎としており、65歳になれば、誰でも受給できます。



ちょっと一言

● 死亡一時金を80歳までとしている理由は？

自分が何歳まで生きるかを予測することは誰にもできません。結果として、80歳前に死亡する方もいれば、80歳を超えて長生きする方もいます。死亡一時金において死亡した翌月から80歳到達月までと年齢を区切っているのは、80歳を超えてから受給するであろう部分は、受給者の方々の中で、結果として長寿の方々の長生きした分の年金をそうでない方々が負担する保険の形により、長生きしても年金を終身受給できるようにしていることによります。

	65歳	73歳	80歳	
長寿の方々	年	金	受	給 終身
80歳前死亡の方々 (例：73歳で死亡)	年金受給	死亡一時金(遺族へ)	長寿の方々へ	

↑ 長寿の方々への対応

税制の優遇措置

農業者年金は公的な年金制度ですから、
税制面でも民間の個人年金保険とは大きく異なり、
「入口から出口までの優遇措置」があります。



1 社会保険料控除による節税効果が期待できます

農業者年金に加入して、その年に支払った保険料の全額（1人当たり最大80万4千円）が、所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。

農業者年金の保険料は、社会保険料控除として、所得から全額控除になりますので、その分課税対象所得が下がり、納める税金が安くなります。

加入した場合と未加入の場合の所得税・住民税の比較（試算）

課税所得が**150万円（税率15.1%）**の場合の年間税額

農業者年金の保険料を**月額4万円、年額48万円** 払った場合

① 農業者年金に**未加入**の人 $150万円 \times 15.1\% = 226,500円$

② 農業者年金に**加入**した人 $(150万円 - 48万円) \times 15.1\% = 154,020円$

〈差額〉①-② = $226,500円 - 154,020円 = 72,480円$ が節税

※税率15.1%は「所得税5%+個人住民税10%+復興特別所得税（所得税額の2.1%）」で算出（小数点第2位四捨五入）。



2 年金資産の運用益も非課税です

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税ですので、その分年金原資が多くなります。

3 受け取る年金も公的年金等控除の対象になります

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

ちょっと一言

●妻や息子の農業者年金の保険料も社会保険料控除の対象になりますか？

経営主（＝納税者）自身の農業者年金の保険料だけでなく、生計を一にする配偶者や後継者の農業者年金の保険料を払った場合は合わせて経営主の所得から控除できます。

保険料の額は自由に決められます

保険料は、月額2万円から
6万7千円の間で、千円単位で
自由に選択できます。



1 保険料は自分で選べ、いつでも見直しが可能です

通常加入の保険料は、加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択することができ、いつでも見直すことができます。

2 経営の状況に合わせて選択しましょう

経営や生活にゆとりがない時は少ない保険料を選択し、多少ゆとりができた時は多い保険料を選択して将来に備えるといった、農業経営の状況や老後設計に合わせて、保険料の額を選ぶことができる弾力性のある制度です。

3 たとえ40歳代で加入したとしても、頑張れば…

例え、40歳代の加入であっても、5万円近い保険料であれば、20歳代から2万円の保険料で加入した場合に近い年金額が期待でき、6万円の保険料であれば、短い加入期間でも老後の安定に寄与する年金額を期待できます。

同時に、納付した保険料は、全額社会保険料控除の対象となりますので、保険料の額が大きくなれば、このメリットが大きくなります（5ページ参照）。



ちょっと一言

● 保険料の納付方法は？

保険料の納付は、原則としてJA貯金口座からの自動振替により、毎月納付（毎月23日）と前納納付（毎年12月23日）があります。前納納付は、翌年1年分の保険料を一括して納付するため、割引（各月の保険料額を年0.1%の複利現価法による割引）がありますので、ちょっとお得です。

農業の担い手には保険料の国庫補助

次の3つの要件を全てクリア
していれば、あなたは保険料の国庫
補助を受ける資格があります。



あなたも☑️チェックしてみよう！

- ① 60歳までに保険料納付期間等（カラ期間含む）が20年以上見込まれる
- ② 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者など、次の「保険料の国庫補助対象者と補助額」の表の必要な要件に該当する

●上記チェック表の③の項目「保険料の国庫補助対象者と補助額」の表

区分	必要な要件	国の補助する額（円）	
		35歳未満	35歳以上
区分1	認定農業者で青色申告者	10,000（5割）	6,000（3割）
区分2	認定新規就農者で青色申告者	10,000（5割）	6,000（3割）
区分3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000（5割）	6,000（3割）
区分4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000（3割）	4,000（2割）
区分5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000（3割）	

（注1）区分1の認定農業者には、農業法人として認定を受けている者は除きます。

（注2）区分3および区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。この場合「後継者」の配偶者は保険料の国庫補助の対象になっていません。

（注3）区分3および区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

ちょっと一言

●国庫補助を活用する場合に知っておきたいこと

- ア 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。
- イ 同一家族（経営）内で、要件を満たせば何人でも補助の対象になります。
- ウ 保険料の国庫補助が受けられる期間は①35歳未満であれば保険料の国庫補助要件を満たしているすべての期間、②35歳以上であれば10年以内とされ通算して最長20年間となっています。

●国庫補助による保険料とその運用益については、将来、農業経営から引退（経営継承）することで、「特例付加年金」として受けることができます

特例付加年金を受給する要件は、次の2つです。

- ア 保険料納付済期間が20年以上であること（注：旧制度の納付済期間等も含む）
- イ 将来、後継者又は第三者に「経営継承」すること



あなたにあった 国庫補助はどれかな？

国からどの保険料の補助が
受けられるか確認しよう！

- 区分
1
- 区分
2
- 区分
3
- 区分
4
- 区分
5

スタート

現在、40歳未満ですか？

または、昭和22年1月2日以降の生まれであり、現在から60歳到達までの期間と
農業者年金の保険料納付済期間等を合算して20年以上の期間がありますか？

YES ↓

NO ↓

農業経営の経営主ですか？

YES ↓

NO ↓

農業所得は、900万円以下ですか？

YES ↓

NO ↓

農業に年間従事する日数が150日以上であり、かつ、経営主から支払を受けた給与等は、900万円以下ですか？

YES ↓

NO ↓

青色申告者ですか？

YES ↓

NO ↓

あなたの経営主は、青色申告者であり、かつ、認定農業者または認定新規就農者（認定後5年以内）ですか？

YES ↓

NO ↓

認定農業者または認定新規就農者（認定後5年以内）ですか？

YES ↓

NO ↓

認定農業者ですか？

YES ↓

NO ↓

経営主と家族経営協定を結んだ「配偶者」または「直系卑属の後継者」ですか？

YES ↓

NO ↓

経営主の「直系卑属の後継者」であり、かつ、35歳未満ですか？

YES ↓

NO ↓

認定農業者ですか？

YES ↓

NO ↓

3年を経過した日に、青色申告者であり、かつ認定農業者であることを約束しますか？

YES ↓

YES ↓

35歳到達日（25歳未満の場合は、10年を経過した日）において青色申告者であり、かつ、認定農業者であることを約束しますか？

YES ↓

NO ↓

区分
1

区分
2

区分
4

区分
3

区分
5

残念ですが、あなたは保険料の補助は受けられません。しかし、通常加入は可能です。

← 区分1～区分5の補助額は7ページ参照

⑧